令和　８年（ケ）第　　５４号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１２日
松山地方裁判所民事部
裁判所書記官　鎌　田　晃　生

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日　午前　８時３０分から 令和　８年１２月１０日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１７日　午前１０時００分 松山地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　７日　午前１０時００分 松山地方裁判所民事部
特別売却実施期間	令和　８年１２月１８日　午前１０時００分から 令和　８年１２月２１日　午後　５時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１２日から当庁民事書記官室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	7,220,000 5,776,000	一括	1,444,000	77,474	0
1	1,410,000				
2	60,000				
3	5,750,000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　５４号

物　件　目　録

１　所　　在　　今治市横田町一丁目

　　地　　番　　３０４番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６５．７２平方メートル

２　所　　在　　今治市横田町一丁目

　　地　　番　　３０４番７

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４．７８平方メートル

３　所　　在　　今治市横田町一丁目　３０４番地２

　　家屋　番号　　３０４番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　　５０．５１平方メートル
　　２階　　５２．１７平方メートル

令和　８年（ケ）第　　５４号

物　件　明　細　書

令和　８年１０月　５日
松山地方裁判所民事部
裁判所書記官　鎌　田　晃　生

1　不動産の表示

【物件番号１～３】

別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要

なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号２】

地役権

範　囲　全部

要役地　今治市横田町一丁目３０４番３

設定日　平成２０年２月６日

目　的　１．通行

２．水道管、雨水管、下水管、マンホールの設置、保守、改修等の工事のため使用

３．竹木の栽培及び建造物の築造、工作物の設置等を禁止する

4　物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号１～３】

本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項

【物件番号１】

地番３０４番１及び３０４番４を承役地とする地役権設定登記がある。

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したもので

あり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　５４号

物　件　目　録

１　所　　在　　今治市横田町一丁目

　　地　　番　　３０４番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６５．７２平方メートル

２　所　　在　　今治市横田町一丁目

　　地　　番　　３０４番７

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４．７８平方メートル

３　所　　在　　今治市横田町一丁目３０４番地２

　　家屋　番号　　３０４番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　　５０．５１平方メートル
　　２階　　５２．１７平方メートル

令和　８年（ケ）第　５４号
令和　８年　８月１９日受理
令和　８年　９月　８日提出

現 況 調 査 報 告 書

松山地方裁判所
執行官　井　口　真　一

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ケ）第　　54号

物　件　目　録

1　所　　在　　今治市横田町一丁目

　　地　　番　　３０４番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６５．７２平方メートル

2　所　　在　　今治市横田町一丁目

　　地　　番　　３０４番７

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１４．７８平方メートル

3　所　　在　　今治市横田町一丁目　３０４番地２

　　家屋　番号　　３０４番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　　５０．５１平方メートル
　　２階　　５２．１７平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	今治市横田町一丁目４番１７号
土地	物件１、２
現況地目	■宅地（物件１、２）□公衆用道路（物件　　）□　　（物件　　）
形状	■公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 上記の者が、物件１土地上に下記物件３建物を所有して、物件１、２土地を占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件３
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である。 □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある ┬ 種　類： 　　├ 構　造： 　　└ 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者 上記の者が、物件３建物を 居宅（空き家） として管理占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある ┬ 地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 　　└ 保管開始日　令和　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1　物件１土地につき、次の要役地地役権が設定されている。
(1)　登記日：平成２０年２月６日
承役地：今治市横田町一丁目３０４番４
目的：１　通行
２　水道管、雨水管、下水管、マンホールの設置、保守、改修等の工事のための使用
３　竹林の栽培及び建造物の築造、工作物の設置等を禁止する。
範囲：全部

(2)　承役地：今治市横田町一丁目３０４番１
登記日、目的、範囲につき、上記(1)と同じ

2　物件２土地につき、次の承役地地役権が設定されている。
登記日：平成２０年２月６日
要役地：今治市横田町一丁目３０４番３
目的：１　通行
２　水道管、雨水管、下水管、マンホールの設置、保守、改修等の工事のための使用
３　竹林の栽培及び建造物の築造、工作物の設置等を禁止する。
範囲：全部

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■ A （債務者兼所有者）	1　私は、本件物件の所有者です。 2　本件物件に家族で住んでいましたが、約２、３年前頃に転居し、それ以降は空き家です。 第三者との間に貸借関係等はありません。 3　本件土地について、境界争いや近隣との揉め事などはありません。 同土地の境界は明確です。 4　本件建物は増改築をしていません。 同建物の不具合としては、リビングの床が汚れていますが、その他は特にありません。 5　本件物件において、リース物件はありません。 6　建物内において、一時期、猫を一匹飼っていました。 7　上水道を引き込み、使用していました。 下水道は整備されていないので、浄化槽を設置し使用していました。 8　本件物件において、これまでに事件や事故はありません。 また、前面が河川ですが、川が増水したことはありますが、浸水被害を受けたことはありません。
■ B （債務者兼所有者の妻）	1　私は、本件物件の所有者 A の妻です。 2　本件物件から転居したのは、約３，４年前頃と思います。 3　本件建物のリビングの床が汚れているのは、床材の上からカーペットを貼って使用していました。そのカーペットを剝がしたところ、貼っていた糊により粘着質が残りました。 4　本件土地について、地役権が設定されているとのことですが、近隣との間に、通行等に関して約束事や金銭等の授受はありません。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1　本件受命物件の占有関係は、関係人らの陳述及び現況等から２、３枚目記載のとおり認めた。

2【都市計画区分】

今治市役所での調査によると、本件物件は都市計画区域内の市街化調整区域に位置している。

3【接　道】

物件１、２土地（物件１土地は物件２土地を介して）の南東側において、幅員約２．４～約２．６ｍのｱｽﾌｧﾙﾄ舗装道路（建築基準法４２条２項道路・写真20、21番）に接面している。

4【本件土地の利用状況・範囲等】

⑴　物件１、２土地は、物件３建物の敷地として利用されている。

なお、物件２土地の登記地目及び固定資産課税上の現況地目は、いずれも「宅地」である。

⑵　同土地の範囲については、現況上、境界標もあり、明らかである。

⑶　同土地につき、「その他の事項」欄のとおり、地役権設定登記がなされている。

⑷　法務局には、法１４条１項地図、地積測量図（ただし、国土調査実施前提出図面）及び建物図面が備え付けられている。

5【本件建物の状況・不具合等】

物件３建物は、リビングダイニングの床の汚損（写真５番）及び外壁コーキングのヒビ割れが見受けられ、全体的に経年（登記上：平成２３年８月７日新築）相応の劣化が認められた。

２階南東側洋室には畳が敷かれている。

6【その他】

⑴　物件１土地の南西側にプレハブ物置（動産・写真17、18番）が存する。

⑵　本件物件の近くを河川（写真21番）が流れている。

以　上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

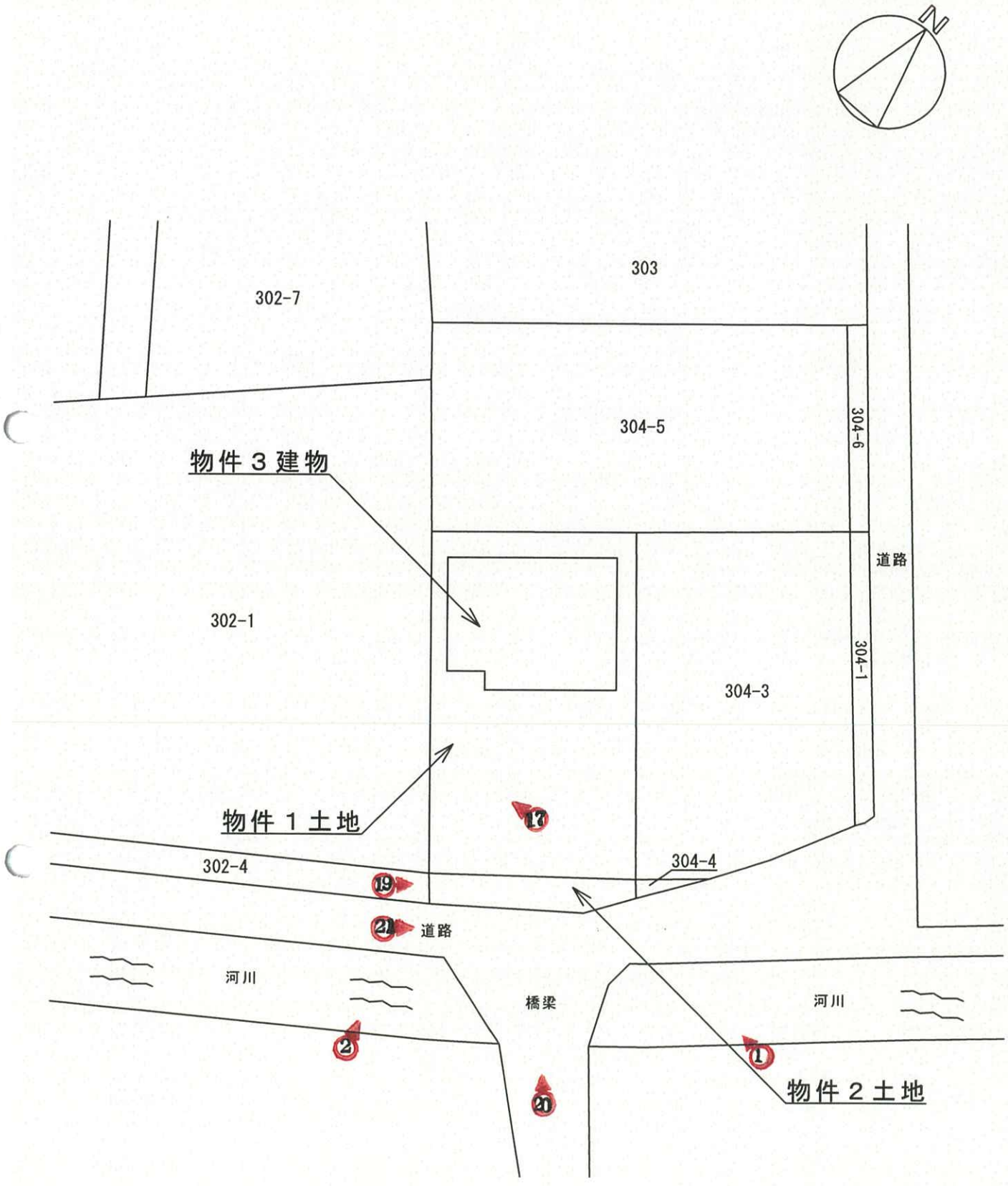
調　査　の　経　過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和８年８月 19 日 （水） 11：00－11：20	当庁	立入期日通知書並びに法務局及び市役所に対する各種申請書作成及び送付
令和８年８月 20 日 （木） 9：20－9：45	今治市役所	建物図面等資料収集、公法上の規制等調査
令和８年８月 20 日 （木） 11：00－11：10	携帯電話	A から聴き取り調査
令和８年８月 20 日 （木） 11：30－11：50	松山地方法務局 今治支局	公簿公図等閲覧等調査
令和８年８月 20 日 （木） 12：00－12：30	物件所在地	物件確認、接道外観等調査、写真撮影、近隣者聴き取り調査
令和８年８月 27 日 （木） 12：30－12：40	松山地方法務局 今治支局	閉鎖登記簿謄本申請等 追加調査
令和８年８月 27 日 （木） 14：35－15：20	物件所在地	立入調査、写真撮影、B と面談、評価人同行

（特記事項）
なし

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図



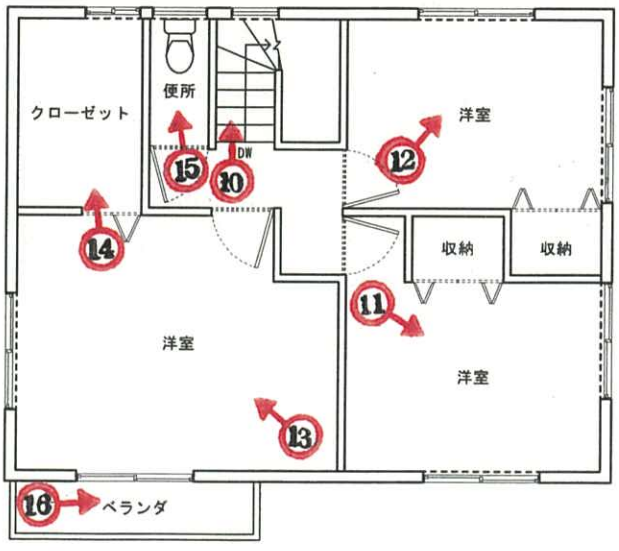
○は写真撮影方向及び番号を示す。

（７ 枚目）

建物間取図



1 F



2 F

(8 枚目)

○は写真撮影方向及び番号を示す。

1



受命物件の状況

2



3



4



5

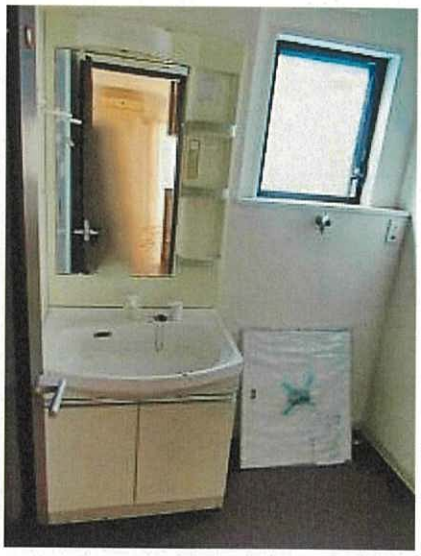


リビングダイニングの状況

6



7



8



9



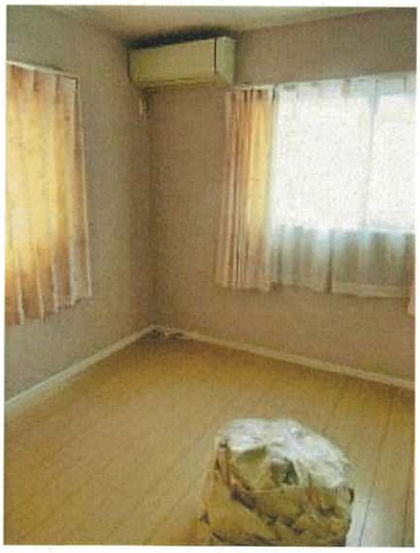
10



11



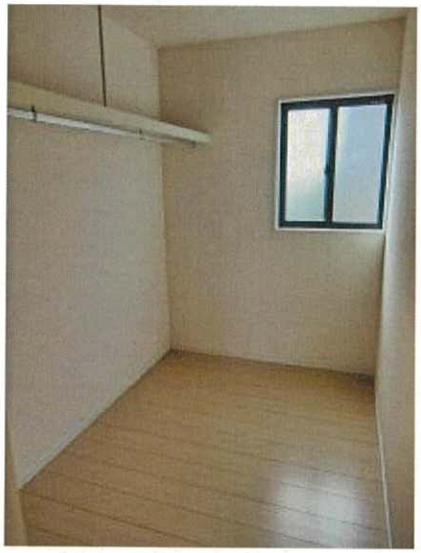
12



13



14



15



16



17



プレハブ物置の状況

18



物置内部の状況

19



物件２土地の状況

20



接面道路の状況

21



接面道路の状況

令和 8年（ケ）第 54 号
令和 8年 8月 27日現地調査
令和 8年 9月 10日評　　価

松山地方裁判所 御中

写

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士
八木　真人

第１　評価額

一　括　価　格	
金7,220,000円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金1,410,000円
物件２（土地）	金60,000円
物件３（建物）	金5,750,000円

１　一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件1、2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在	今治市横田町1丁目	ほぼ同左
	地番	304番2	
	地目	宅地	
	地積	165.72 ㎡	
2	所在	今治市横田町1丁目	ほぼ同左
	地番	304番7	
	地目	宅地	
	地積	14.78 ㎡	
3	所在	今治市横田町1丁目304番地2	ほぼ同左
	家屋番号	304番2	
	種類	居宅	
	構造	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	
	床面積	1階50.51㎡、2階52.17㎡	

番号	特記事項
1	物件1土地について、次の要役地地役権が設定されている。 ①承役地：今治市横田町1丁目304番4 登記日：平成20年2月6日 目的：1　通行 2　水道管、雨水管、下水管、マンホールの設置、保守、改修等の工事のための使用 3　竹林の栽培及び建造物の築造、工作物の設置等を禁止する。 範囲：全部 ②承役地：今治市横田町1丁目304番1 登記日、目的、範囲は上記①と同じ
2	物件2土地について、次の承役地地役権が設定されている。 要役地：今治市横田町1丁目304番3 登記日：平成20年2月6日 目的：1　通行 2　水道管、雨水管、下水管、マンホールの設置、保守、改修等の工事のための使用 3　竹林の栽培及び建造物の築造、工作物の設置等を禁止する。 範囲：全部

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１、２）

位置・交通	JR予讃線「伊予富田駅」の北東方・道路距離約1,500m 最寄バス停「衣干3丁目」の南西方・道路距離約850m（徒歩約11分） （別添「位置図①」参照）
付近の状況	当該評価対象物件は、今治市役所の南東方、直線距離にして約2.6km、今治市立鳥生小学校の南西方、直線距離にして約520m付近に位置している。周辺地域は農地が残る中に低層の戸建住宅が建ち並ぶ地域である。市内南東部郊外の市街化調整区域に位置し、市中心部までは距離があるが、生活利便施設との距離等から見て、居住環境は概ね普通程度と判断される。
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分　市街化調整区域 用途地域　― 建ぺい率　70% 容積率　200% 防火規制　― その他の規制　―
物件１、２画地条件	地積：　180.50㎡（物件1、2の合計地積） 間口：　約10m（南東側接道間口）　奥行：　約17.8m 形状：　ほぼ整形 地勢：　ほぼ平坦地　高低：　等高
接面道路の状況	物件1、2（物件1は物件2を介して）は南東側で幅員約2.4m～約2.6mのアスファルト舗装道路にほぼ等高に接面する。※当該道路は建築基準法第42条2項の道路に該当する。
土地の利用状況等	物件1、2は地上建物（物件3）の敷地として利用されている。目的外建物はない。
供給処理施設	上水道　あり 都市ガス　なし 下水道　なし （注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。
特記事項	①土壌汚染について：各種資料、ﾋｱﾘﾝｸﾞ調査等の結果、汚染された用途による利用はなかったものと推察される。以上の結果及び現地において評価人として通常の注意をもって見聞したところ、価格形成に大きな影響を与えることが極めて低いと判断されるので、価格形成要因から除外して評価を行う。 ②埋蔵文化財包蔵地について：該当なし ③今治市役所建築課での聴取から、都市計画法第29条1項の開発許可（平成23年3月22日　第57号）を受けていることを確認した。 また南東側道路は建築基準法第42条2項の道路に該当するため、建築時には河川側道路境界から4mの範囲までの敷地後退が必要であることを確認した。なお物件1、2における敷地後退該当部分の範囲については、別途同課への照会が必要である。

2　建物の概況及び利用状況(物件３)

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記情報)：平成　23年 8月 7日　新築 経　過　年　数：　15 年 経済的残存耐用年数：　10 年
仕　　様	構　　造：木造2階建 屋　　根：ガルバリウム鋼板立平葺き 外　　壁：窯業サイディング張り 内　　壁：ビニールクロス張り等 天　　井：ビニールクロス張り等 床　　：フローリング、畳等 設　　備：電気、給排水、衛生設備等 そ　の　他：その他上記の建物本体の一部と見做される付加物を含む。
床面積(現況)	1階50.51㎡、2階52.17㎡ 延床面積102.68㎡ 増改築の有無：無
現況用途等	現況用途：居宅 間　取　り：現況調査報告書参照
品　　等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	①競売手続においては、建物に付属する各種付帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明である。 ②今治市役所建築課での聴取により、建築確認(平成23年4月12日、第H23確認建築今治市000007号)を取得し、完了検査(平成23年8月4日、第H23確済建築今治市000089号)を受けていることを確認した。 ③1階リビングダイニング床の汚損が認められる。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

①　建付地価格（物件１、２）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格（円／㎡） ア	個別格差 イ	地積（㎡） ウ	建付減価 エ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ
1	35,000	1.00	165.72	0.90	5,220,000
2	35,000	1.00	14.78	0.90	470,000
合計					5,690,000

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示　　今治-20

公示価格等　時点修正　標準化補正　地域格差　標準画地価格

35,300円／㎡ × 100.2 ／ 100 × 100 ／ 102 × 100 ／ 99.0 ＝ 35,000円／㎡

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇ 地域格差：交通接近条件、環境格差条件等を考慮した。

イ　個別格差：画地条件等を考慮した。

ウ　地積：登記数量による。

エ　建付減価：建物と敷地との適応の状態、将来の建物の取り壊し費用等を考慮して、減価率を判定した。

②　建物価格（物件３）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価（円／㎡） ア	現況延床面積（㎡） イ	現価率 ウ	建物の価格（円） ア×イ×ウ
3	185,000	102.68	0.34	6,460,000

ウ　現価率（定額法）

・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用した。

経過年数15年、　経済的残存年数10年、　残価率0%

観察減価法（　保守管理の状況等　やや劣る　）による補正　△15%と査定した。

・現価率　＝｛0%＋(1　−0%)×〔 10年／（15年＋ 10年)〕 ｝×(1−15%)

＝0.34

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	5,220,000	0.55	法定地上権	2,870,000
2	470,000	0.55	法定地上権	260,000
合計				3,130,000

イ 土地利用権等割合 ：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおり査定した。

②　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格(円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	5,220,000	-2,870,000		1.00	0.60	1,410,000
2	470,000	-260,000		0.50	0.60	60,000
3	6,460,000	+3,130,000	1.00	1.00	0.60	5,750,000
一括価格(合計)						7,220,000

ウ 占有減価修正 ：修正の必要なし

エ 市場性修正 ：物件2について承役地地役権設置が行われていることによる市場性減価を考慮した。

オ 競売市場修正 ：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１ 地価公示価格　今治-20

所　　在：今治市高市字コモイケ甲42番15

価　　格：　35,300円/㎡

位　　置：伊予富田駅の南方道路距離約730ｍに位置する。

価格時点：令和8年1月1日

地　　積：158㎡

供給処理施設：水道、ガス

接面街路：南西側幅員4.0ｍ舗装私道

用途指定等：市街化調整区域(建蔽率70%、容積率200%)

地域の概要：中規模一般住宅が多い郊外の住宅地域

２ 固定資産税評価額（令和8年度）

物　件　1：　4,623,588　円

物　件　2：　412,362　円

物　件　3：　4,694,615　円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当って参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第７　附属資料

資料NO.１　位置図①

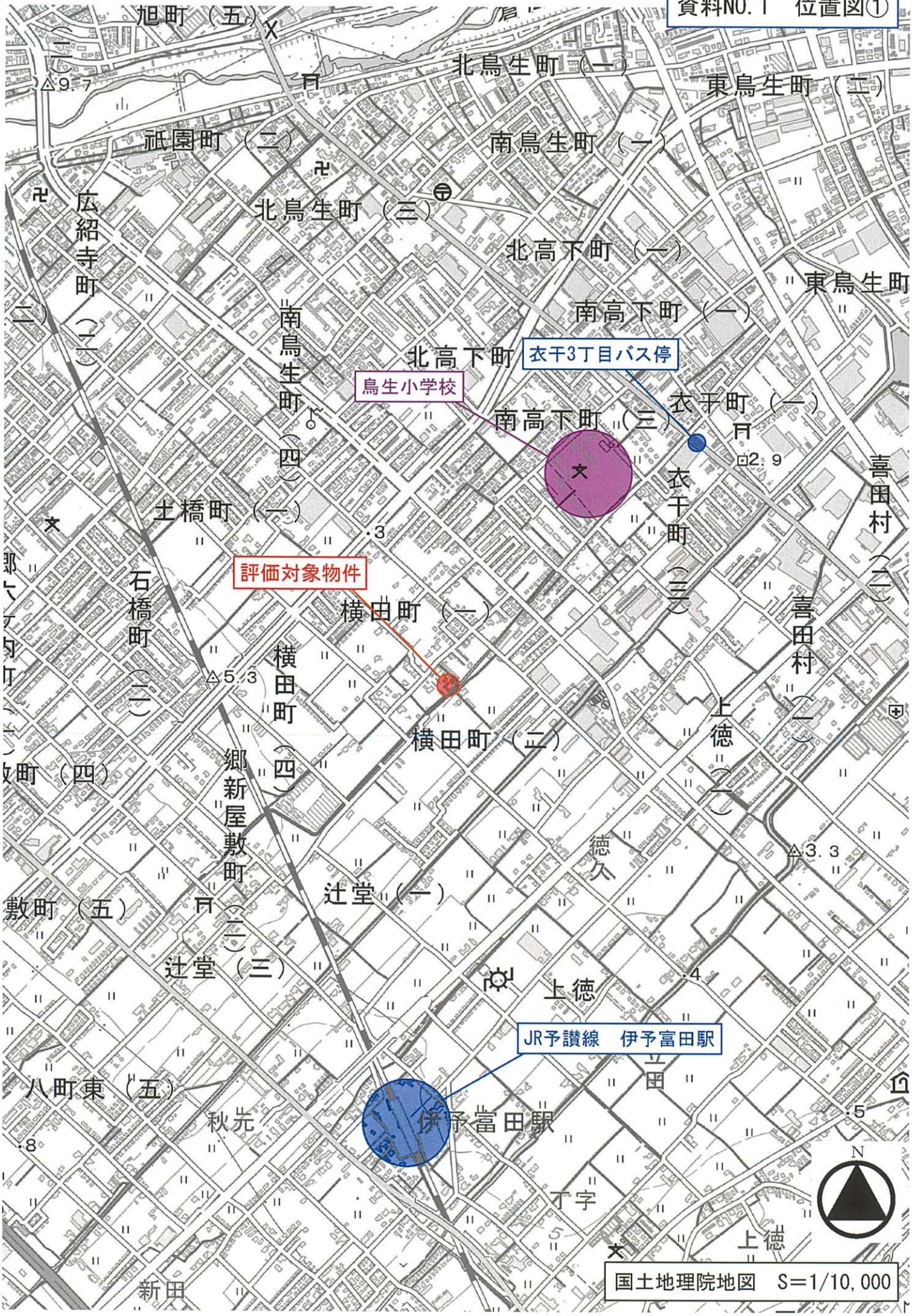
資料NO.２　位置図②

資料NO.３　公図写

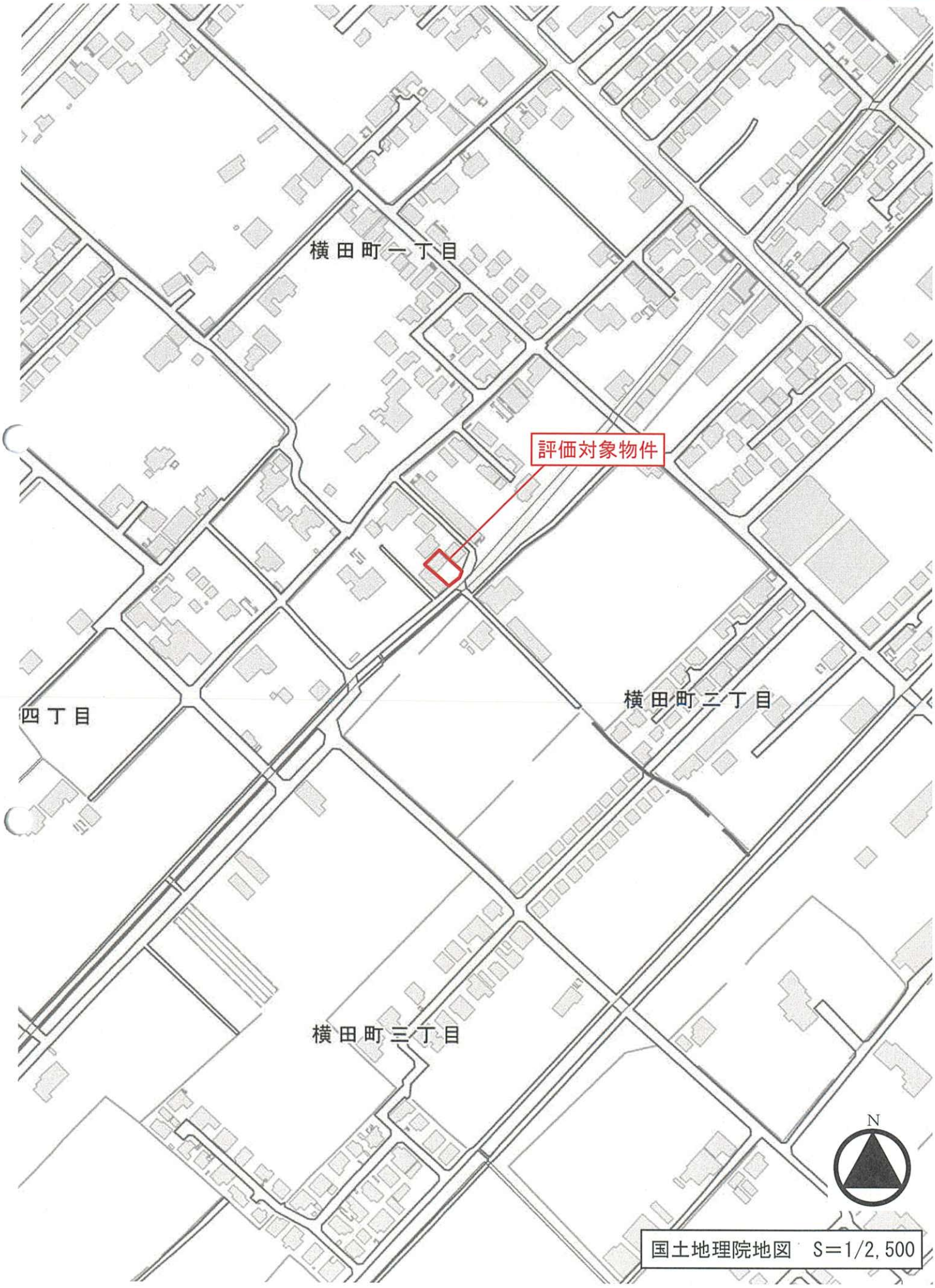
資料NO.４　建物図面・各階平面図写

以　上

資料NO.１　位置図①


衣干3丁目バス停
鳥生小学校
評価対象物件
JR予讃線　伊予富田駅
伊予富田駅
横田町（一）
横田町（二）
横田町（四）
南高下町（三）
衣干町（一）
衣干町（三）
北高下町
南鳥生町（四）
北鳥生町（三）
南鳥生町（一）
東鳥生町（二）
北鳥生町（一）
北高下町（一）
南高下町（一）
東鳥生町
広紹寺町（二）
祇園町（二）
土橋町（一）
石橋町（二）
新屋敷町（二）
辻堂（一）
辻堂（三）
上徳
上徳（二）
喜田村（二）
喜田村（一）
徳久
秋光
新田
N
国土地理院地図　S=1/10,000

資料NO.2　位置図②



国土地理院地図　S＝1/2,500

資料NO.３　公図写



地番区域見出	横田町１丁目

請求部分	所在	今治市横田町一丁目			地番	304番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	Ⅳ	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日	平成30年12月1日			備付年月日(原図)	令和2年1月9日	補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年8月20日
松山地方法務局今治支局
登記官

[redacted]

※A3版をA4版に縮小

請求番号：4-1
(1/1)

公用

公用

登記年月日：平成23年8月10日

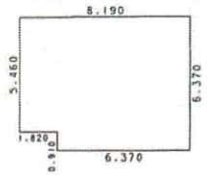
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年8月20日
松山地方法務局今治支局
登記官

建物図面
各階平面図

~~各階平面図~~

家屋番号	304番2
建物の所在	今治市横田町一丁目304番地2

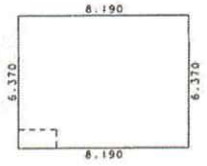
1階



求積表

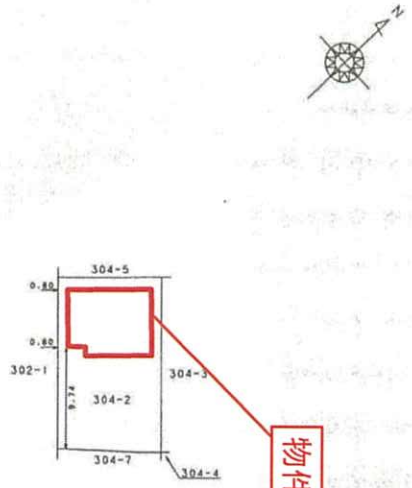
5.460 × 1.820 =	9.937200
6.370 × 6.370 =	40.576900
合計	50.514100
床面積	50.51 ㎡

2階



求積表

6.370 × 8.190 =	52.170300
	52.170300
床面積	52.17 ㎡



作成者	[redacted] 8月 7日作成)	縮尺	1/250
申請人	[redacted]	縮尺	1/500

(愛媛県土地家屋調査士会用紙)

請求番号：4-2

※A3版をA4版に縮小

資料NO.4 建物図面・各階平面図写